

## 「療育給付等に関する規則の一部改正（案）」の概要

### 1 改正の趣旨

こども家庭庁成育局長より令和6年12月2日付け「未熟児養育事業の実施について」及び「結核にかかっている児童に対する療育の給付について」の一部改正に係る通知並びに、令和8年3月24日付け「未熟児養育事業の実施について」の一部改正に係る通知があり、これらの内容を踏まえて、療育給付等に関する規則の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

- ・徴収基準額表（別表（第8条の2関係））の改正
- ・療育給付申請書（第1号様式）の項目欄の改正
- ・世帯調書（第3号様式）の文言の改正
- ・療育医療給付台帳（第6号様式）の項目欄の改正

### 3 施行期日

公布の日から施行する。